集合住宅建設事業者 様



区民施設(集会室)の設置について

大田区開発指導要綱第19条及び同施行細則第8条に基づき、100戸以上の集合住宅を建設される際、事業者様には一定規模の集会室設置及び地域への開放をご協力いただいております。

基準

計画戸数	100 戸以上	300 戸以上	500 戸以上
床面積	60 m以上	120 ㎡以上	200 ㎡以上

- ・ワンルームマンションや、賃貸等を理由とした軽減措置はありません。
- ・障害者や高齢者等、すべての人が円滑に利用できるようご配慮ください。
- ・面積には水回り等の附帯設備を含めません。
- ・原則、独立した部屋とします。ただし、集会室の壁として可動間仕切りを使用することができます。

※共用の開放部分に基準の床面積を確保できる場合は、集会室と兼用させることができます。 ※※可動間仕切りを使用する場合は、基準の床面積を確保するとともに、幅1.2メートル以 上の通路を、集会スペースの外に確保してください。

利用対象者

周辺住民・・・当課から、集合住宅を建設する住所地にある自治会・町会及び隣接する自治会・町会へ周知します。

※自治会・町会・・・大田区自治会連合会に加入している団体を対象としています。

利用時間

毎日9:00~22:00 までを希望しますが、集合住宅の管理運営に合わせた利用日・利用時間を 設定してください。

利用料金

集会室の利用者から料金を徴収することも可能です。金額は区の施設使用料を参考に設定してください。

→大田区HP

施設案内・予約≫大田区公共施設利用システム(うぐいすネット)のご案内≫うぐいすネット操作方法マニュアル・ガイドブック

手順

1) 相談

建物や計画の概要をお伺いします。このご案内の他に、区の要望を協定書(案)、利用細目(案)のかたちでお渡しします。

2) 事前協議

- 1) の相談内容に基づき、以下の書類をご提出ください。
- ・建築審査課から受領した事前協議書(所管部局協議用)

1部

- ・図面(計画の概略、案内図、集会室設置フロアの平面図、集会室詳細)
- ・集会室の設置及び開放の旨を記した念書

2部 1部

※集会室設置フロアがエントランス階と異なる場合には、エントランス階の平面図や動線が分かる資料も合わせてご提出ください。

※※ご提出いただいてから協議完了のご連絡まで、通常1週間~10 日前後いただいております。

3) 事前協議に基づく「協定書」締結

竣工前(目安:重要事項説明書作成の時期)に、事前協議に基づいた内容で協定を締結します。 協定を締結する際には1)でお渡しする協定書(案)、利用細目(案)を参考に、以下の書類 をご提出ください。

- 協定書 2部
- 利用細目 2部
- ※利用細目に書ききれない項目や表現が難しいものについては別紙をご用意ください。
- ※※所有権が移転した場合や組織が改正した際などは、必ず新しい所有者に継承してください。

大田区HP

生活情報≫地域社会≫自治会・町会案内≫開発事業者の方へ(地域力推進課におけるまちづくり条例第 22 条の事前協議)

大田区 地域未来創造部 地域力推進課 地域力推進担当 電話 5744-1224 FAX 5744-1518 Mail tsinkou@city.ota.tokyo.jp